

設計委託契約書契約条項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の設計の委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、これを履行しなければならない。

2 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った当該指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。

4 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(着手届等の提出)

第2条 受託者は、設計に着手しようとするとき又は着手したときは、直ちに着手届、業務予定表及び主任技術者届等委託者が必要と認めた書類を委託者と協議して作成し、委託者及び委託者の指定する監督員(以下「監督員」という。)に提出しなければならない。

(実施基準)

第3条 受託者は、本契約に関し仕様書等及び契約条項に明示されていない事項であっても、その性質上当然必要なものは、委託者と受託者とが協議の上、受託者の負担で実施するものとする。

(諸手続)

第4条 受託者は、建築確認申請について構造上の責任を負うものとし、関係各官公庁等に対する諸手続について、委託者に協力するものとする。

(一括再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による業務の全部を一括して、又は業務の主要な部分を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、委託する業務の範囲、委託先その他必要な事項について、あらかじめ書面により委託者に申し出て、委託者の書面による承諾を得なければならない。

(検査)

第6条 受託者は、設計が完了したときは、直ちに完了届、納品書及び設計図書を委託者に提出し、委託者の指定する職員の検査を受けるものとする。検査に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

2 受託者は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わなかったときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 委託者は、支障のない限り、第1項の完了届等の提出があつてから10日以内に検査を完了するものとする。

4 受託者は、第1項の検査に合格したときをもって履行を完了したものとす。ただし、完了後であっても、設計その他に関する不適性について、受託者は、その責めを負うものとする。

(契約不適合責任)

第7条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項において受託者が負うべき責任は、第6条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

3 第1項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

4 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

5 受託者が契約不適合の履行の追完に応じないときは、委託者は、受託者の費用負担でこれを修補することができる。

なお、これによって受託者に損害が生じても、委託者はその賠償の責めを負わない。

(契約不適合責任期間等)

第7条の2 委託者は、引き渡された成果物に関し、第6条第4項の規定による成果物の引渡し(以下この条において「引渡し」という。)を受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、

代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、これらの場合であっても、成果物の引渡しの日から10年以内でなければ、請求等をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければならない。当該不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(代金の支払い)

第8条 契約代金は、委託者は、検査合格後受託者の正当な請求書の提出があつた日から30日以内に、小切手で支払うものとする。ただし、受託者の申出により現金、口座振替、その他の方法により支払うことができる。

2 契約保証金を納付している場合は、前項の規定を準用して受託者に返還するものとする。

3 委託者は、第1項の支払期間内に契約代金の支払いをしないときは、受託者に対して、遅延日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率(以下「法定率」という。)を乗じて計算した金額を、遅延利息として支払うものとする。ただし、受託者の事情により代金を受領しないときは、この限りでない。

(履行期限の延長)

第9条 受託者は、天災事変その他やむを得ない理由により、履行期限内に履行することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。この場合、委託者は、その願い出を相当と認めるときは、これを承認することができる。

2 前項の願い出は、履行期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(遅延違約金)

第10条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期限内に履行することができない場合は、委託者は、損害金の支払いを受託者に請求することができる。

2 受託者は、前項の規定により委託者から損害金の支払いを請求されたときは、遅延日数に応じ、契約金額に法定率を乗じて計算した金額を遅延違約金として委託者に納付しなければならない。この場合において、他の部分と明確に区分できるため、分割して引渡しを受けても支障がないと委託者が認める履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延違約金の算定にあたり契約金額から控除することができる。

3 第7条の契約不適合が指定した期間内に完了しないときは、前2項の規定を準用する。

4 前2項の遅延違約金の徴収日数の計算には、検査に要した日数及び第7条の手直しに指定した期間を算入しない。

(契約変更等)

第11条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約の内容変更又は受託者の義務履行の中止をすることができる。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、内訳書の単価により算定するものとし、これによることが委託者において不相当と認めるとき又は期限を変更する必要があるときは、委託者の相当と認めるところによるものとする。

3 前2項に規定する場合、受託者は、承諾書を提出するものとする。ただし、当該変更内容を記録した電磁的記録を作成し、当事者双方がこれに電子署名を行ったときは、当該承諾書を提出したものとす。

(協議解除)

設計委託契約書契約条項

第12条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前条第1項の中止の期間が引き続き90日以上に及ぶときは、委託者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(委託者の催告による解除権)

第13条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 契約期間内に業務が完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第13条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条第1項の規定に違反し、契約委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第14条又は第14条の2の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (10) 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (11) この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条の3 第13条各号または前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第14条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第14条の2 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により設計仕様書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第11条の規定による中止の期間が当初の契約期間の2分の1を超えたとき。
- (受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条の3 第14条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除等の効果)

第15条 この契約が解除された、又は受託者がその債務の履行を拒否し、若しくは、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合（以下「契約が解除された場合等」という。）には、第1条第1項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとする。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相当する契約金額（以下「既履行部分契約代金」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分契約代金は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(解除等ともなう措置)

第15条の2 受託者は、業務の完了前にこの契約が解除された場合等において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第13条、第13条の2、15条の3第2項第2号又は同条第3項の規定により契約が解除された場合等においては委託者が定め、第12条、第14条又は第14条の2の規定により契約が解除されたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議する。

(委託者の損害賠償請求等)

第15条の3 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (2) 第13条又は第13条の2の規定により、成果物の引渡し後に契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第13条または第13条の2の規定により、成果物の引き渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引き渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号及び第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

5 第2項に該当する場合において、契約保証金の納付、契約保証金に代わる履行保証保険契約の締結又は契約保証金に代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金、契約保証金に代わる履行保証保険契約又は契約保証金に代わる担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受託者の損害賠償請求等)

第15条の4 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第14条又は第14条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第8条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受託

設計委託契約書契約条項

者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、法定率で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(賠償の予定)

- 第16条 受託者は、第13条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するかどうかを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第11号のうち、受託者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

- 第17条 委託者は、受託者から取得することができる金銭があるときは、受託者に支払う代金又は保証金と相殺し、なお、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(守秘義務)

- 第18条 受託者は、業務の履行にあたり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第19条 受託者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 委託者は、この契約による設計図書を自由に使用し、また、これを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第20条 この契約書において書面によりおこなわれなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

- 第21条 この契約条項及び仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約条項及び仕様書等に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議の上、解決するものとする。

(その他)

- 第22条 この契約の履行に要する費用その他この契約に関する費用は、すべて受託者の負担とする。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第23条 委託者は、受託者が渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成25年11月25日区長決裁。以下「要綱」という。)第4条第1項に基づく入札参加除外措置(以下「入札参加除外措置」という。)を受けた場合は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属する。

- 3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に満たないときは、受託者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

- 4 第1項の規定により契約を解除された場合において、受託者に損害が生じても、委託者は一切賠償の責を負わない。

- 5 受託者は、この契約の履行に当たり入札参加除外措置を受けている者に、この契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、又は委託を行ってはならない。また、受託者がこの契約の下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、委託者は受託者に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、受託者に損害が生じても、委託者は一切賠償の責を負わない。

- 6 委託者は、前項の規定により下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、受託者に対し指名停止措置を行うことができる。

- 7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

- 第24条 受託者は、この契約の履行に当たり、要綱第2条第4号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)から履行妨害や、不当要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに委託者に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

- 2 受託者は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに委託者に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- 3 受託者は前2項の規定による報告及び届出について、委託者が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

- 4 委託者は、受託者が正当な理由なく委託者への報告又は警察への届出を怠ったと認められるときは、受託者に対し指名停止措置を講ずることができる。

(男女平等及び多様性を尊重する社会の推進に関する特約)

- 第25条 受託者は、この契約の履行に当たり、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例(平成27年条例第12号)第7条を踏まえ、男女の別による、又は性的少数者であること(性自認、性的指向、性表現など)に起因する差別を行わないこと。